

### 金婚夫婦表彰の受け付けを行います

☎ 昭和47年1月1日～12月31日に婚姻を届け、夫婦とも存命の方 特 本籍地で取得した戸籍謄本(抄本) 甲 6月1日～7月8日までに区役所福祉課・総合出張所へ

#### 【熊日金婚夫婦表彰】

☎ 9月1日(木)午前10時～(予定)  
 場 市民会館シアーズホーム夢ホール  
 (高齢福祉課 ☎328-2963)

### 消費生活に関する弁護士相談・司法書士による多重債務相談 **無料**

法律の専門家が面談により対応します。消費生活相談員も同席し、相談後のフォローアップやアドバイスを行い問題解決に向けて一緒に考えます。

#### ■弁護士相談

☎ 第2・第4金曜日 午後2時～4時  
 (1件あたり30分)

#### ■司法書士相談

☎ 第3金曜日 午後1時～4時(1件あたり45分)

場 消費者センター内法律相談室(市役所別館自転車駐車場5階) 甲 事前に消費者センターへ ※月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

(消費者センター ☎353-2500)

### 「客引き行為」は利用しない! についていけない!

「客引き行為」とは、通行する人等の中から相手方を特定した上で呼びかけ、通行を妨げる等して客となるよう誘う行為のことで、本市では、客引き行為等禁止地区において、このような「客引き行為」をしたりさせたりすること等を条例で禁止しています。

「客引き行為」の誘いで行った店舗で料金トラブル(ぼったくり)に遭ったという事案も多数発生しています。客引きには、決してついていけないようにしましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

### 6月5日～11日は「危険物安全週間」

私たちの生活に欠かせないガソリンや灯油、高濃度の消毒用アルコールなどは、取り扱いを誤ると火災等の事故につながる危険性があります。火災危険性の高い物品は「危険物」として消防法で規制されていますが、全国的にも危険物の事故は後を絶ちません。

消防局では、総務省消防庁が推進する毎年6月第2週の「危険物安全週間」に危険物に対する保安意識の高揚を広く呼びかけています。

身の回りにある危険物の取り扱いや保管の方法について、引火や漏れのおそれがないか安全確認をお願いします。

#### 令和4年度危険物安全週間推進標語

「一連の 確かな所作で 無災害」  
 (消防局指導課 ☎363-7173)

### 住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう!

自宅に設置されている住宅用火災警報器の電池が切れていないか、警報器の「ボタンを押す」や「ひもを引く」などして、音が鳴るかの確認をしましょう。正常に作動しない場合は電池切れや故障の可能性があるため、本体の取り替えや電池交換をしましょう。設置されている警報器が、いざという時にきちんと作動するように、日頃から手入れを行いましょう。

(消防局予防課 ☎363-0263)

### 6月から、公民館の施設予約システムが変わります

6月1日から公民館の施設予約システムが新しくなります。ただし、新型コロナウイルス感染予防のため、施設内での人数や活動制限があることから、当面はインターネット予約を見合わせ、現行どおり、電話が公民館での予約受付となります。【予約システム(6月1日から)】予約には新たに利用者登録申請が必要で

す。なお、6月1日は、10月末までの施設予約が



できます。予約状況はシステムで確認できます。

(生涯学習課 ☎328-2736)

### すまいの再建4つの助成金の申請期限を延長しました

熊本地震の被災世帯が再建先に入居した場合に、再建方法に応じて助成する以下の①～④の制度の申請期限を延長しました。

①自宅再建利子助成②リバースモーゲージ利子助成③民間賃貸住宅入居支援助成④転居費用助成

【申請期限】令和5年3月31日までに延長

(健康福祉政策課 ☎328-2972)

### 被災者生活再建支援金(加算支援金)※1の申請期限を延長しました

熊本地震の被災世帯が住宅を再建する際に、再建方法に応じて最大200万円(※2)が支給される制度の申請期限を延長しました。

※1 加算支援金を申請するためには、令和3年5月13日までに基礎支援金の申請済みであることが必要です。

※2 被災世帯人数が2人以上で、再建方法が住宅の建設または購入の場合の額。

【申請期限】令和5年5月13日までに延長

(健康福祉政策課 ☎328-2972)

### ペットを迷子にしないで!

○迷子にさせないように注意しましょう

雷や花火の日は特に迷子の動物が増えます。玄関・門の戸締りや、首輪や鎖・リードの傷み、首輪の緩みがないか日頃からこまめに確認しましょう。また、雷雨や花火の日は事前に家の中に入れるなどの対策をとりましょう。

○犬はリードでつないで散歩させましょう

リードや綱をつけないで散歩させることは、条例でも禁止されています。

○猫は完全屋内飼育をしましょう。

病気や交通事故から飼い猫を守るため、ふん尿被害やいたずらなどで周囲に迷惑をかけるためにも、猫は外に出さず完全屋内飼育をしましょう。猫の屋内飼育は、条例でも努力義務として定められています。

### ○迷子札をつけましょう

飼い主の電話番号を記した名札(迷子札)をつけましょう。犬の場合は、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票も一緒につけましょう。

### ○ペットが迷子になってしまったら

万が一迷子になってしまった場合は、すぐに探し始め、市内で迷子になった場合は市動物愛護センターや最寄りの警察署へ連絡ください。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

### 犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

☎ 6月26日(日)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午

場 市動物愛護センター 内 市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済の方は不要) 対 平日来所が困難な方 定 各4組(先着順) 費 犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(計6,200円)が必要 甲 6月6日から電話で市動物愛護センターへ

※譲渡希望の犬猫や譲渡条件等について、申込時に確認

します。譲渡条件について詳しくは、市ホームページへ。

(市動物愛護センター ☎380-2153)



### 犬と猫のマイクロチップ登録制度について

6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが必ず装着されることになり、飼い主になる際には、自身の飼い主情報に変更する登録が必要となります。

登録先は、指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会です。

さらに、マイクロチップが装着されている犬や猫を譲り受けた場合や、拾った犬や猫に自身でマイクロチップを装着した場合には、飼い主情報の登録が必要となります。

なお、5月31日時点で飼っている犬猫については、マイクロチップの装着は義務ではなく、努力義務となります。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

## 委・員・募・集

### 熊本市空家等対策協議会

熊本市空家等対策計画の改定に向けて、幅広く市民の意見を取り入れるための委員

任期 委嘱日から2年以内

対象 市内に住むか通勤・通学する方で、空家対策に関心のある方

定員 1人(書類・作文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは空家対策課(☎328-2514)へ。



## 公共下水道への正しい接続のお願い

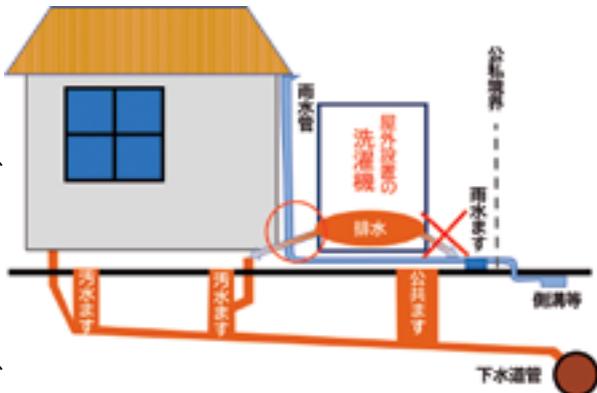
毎日のくらしの中で出された汚水を、そのまま側溝や水路へ流すと、悪臭をはなったり、ハエやカなどの発生原因になるなど地域の生活環境に悪い影響を与えます。

皆さんの地域に、公共下水道が整備され、下水道が使えるようになったら、早期の接続をお願いします。

市の施設において、屋外に設置された洗濯機からの排水(汚水)が、敷地内の側溝を通じ、水路へ流出していたことが確認されました。洗濯排水(汚水)は、下水道へ接続しなければならないことから、上下水道局では、正しい下水道への接続を指導しています。

屋外で洗濯機等を使用されている場合、洗濯排水(汚水)は下水道へ接続していただくようお願いします。

(給排水設備課 ☎381-1153)



## 税証明書がコンビニで取得できます!

マイナンバーカードをお持ちの本市に住民登録のある方は、全国のコンビニなどのマルチコピー機で税証明が取得できます。

証明書のコンビニ交付サービス利用には、マイナンバーカード(個人番号カード)とマイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号(数字4桁)が必要です。

申請書記入不要で待ち時間も少なく、さらに発行手数料も窓口交付時の半額です。ぜひ利用ください。

税証明書の種類	発行手数料(1枚の金額)	発行時間	注意事項
市県民税(所得・課税)証明書	200円	午前6時半から午後11時まで 年末年始(12月29日から翌1月3日)およびシステムメンテナンス日を除く ※1	・現年度分を本人分のみ取得できます※2 ※3
固定資産税関係証明書(資産証明書、評価証明書)			・現年度分を本人単独所有分のみ取得できます※2 ・所有者ごとに1枚に5物件まで記載
納税証明書(市県民税、固定資産税・都市計画税)			・現年度分を本人分のみ取得できます※2 ・固定資産税・都市計画税については本人単独所有分のみ取得できます。

※1 6月1日午前6時半から正午までシステムメンテナンスのため、税証明書のコンビニ交付サービスを休止します。

※2 本市に住民登録のない方や税の申告をされていない方など、取得できない場合があります。

※3 令和4年度分は、令和4年6月1日から発行となります。

コンビニ交付サービスについて詳しくは、市ホームページへ。

(市民税課 ☎328-2181)

